

○合志市自治基本条例推進委員会条例（平成22年9月22日条例第10号）

（趣旨）

第1条 この条例は、合志市自治基本条例（平成22年合志市条例第1号。以下「自治基本条例」という。）第31条第4項の規定に基づき、合志市自治基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、自治基本条例の運用状況を確認し、参画及び協働によるまちづくりに関し、次に掲げる基本的事項について調査し、及び審議する。

- （1）自治基本条例の運用状況に関すること。
- （2）自治基本条例の啓発に関すること。
- （3）自治基本条例による自治の推進の検証に関すること。
- （4）自治基本条例の見直しに関すること。
- （5）その他自治基本条例に関すること。

2 委員会は、前項各号に掲げる事項について、市長に意見を述べるができる。

（組織）

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）市民（自治基本条例第3条第1号に定める「市民」をいう。）
- （2）市議会議員
- （3）市職員
- （4）自治に関する専門的知識を有する者

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員の改選に当たっては、一時期に全委員が交代することがないように配慮するものとする。

（委員長及び副委員長）

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月17日条例第14号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月2日条例第1号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。